

京都市訓令甲第27号

市会事務局

選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査事務局

京都市行政委員会事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市長 榊本頼兼

令達先を次のように改める。

市会事務局

選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査事務局

題名を次のように改める。

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程

第1条中「訓令は」の右に「，市会事務局」を加える。

別表庶務担当課の課長の項第12号中「で別に指定するもの」を削る。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)